

【翻訳】

Ch.プティ = デュタイイ

『フランス中世都市における誓約団体 コミューン』()

—Ch. Petit-Dutaillis, Les communes françaises. Collection : L'évolution de l'humanité, Edition Albin Michel 1947 et 1970.—

高橋清徳

【目次】

第1部 起源から運動停止へ (11・13世紀)

第1章 「コミューン」をいかに定義するか (本誌 39)

第2章 コミューン証書と免除権証書

都市解放におけるコミューンの役割 (本誌 40)

第3章 なぜコミューンは承認されたのか。王国におけるコミューンの政治的意味

12世紀におけるコミューン観念の発展 (本誌 41)

第2部 中世の終末、危機、消滅、復活

第1章 13世紀における諸変化

第2章 13世紀のイギリス領ギユイエンヌにおけるルーアン型コミューン (本誌 43)

第3章 14世紀の危機

第1節 第1期 衰退の諸原因

第2節 コミューンの解体 (本誌 44)

第3節 第2期 市民の革命的蜂起 (以下、本号)

第4節 14世紀に復活したコミューン

第4章 中世末期のフランスのコミューン

第1節 一般的諸特徴

第2節 王シャルル七世治下のコミューン

第3節 王ルイ十一世とコミューン

第4節 中世末期における都市の寡頭支配

第3節 第2期 市民の革命的蜂起

14世紀後半は、コムニオン史全体を通じて、コムニオン騒乱がこれまで以上にきわだつて見える時代である。カペー朝の存在そのものを揺るがした政治的諸事件によって、王権による財政上の要求が増大したばかりでなく、百年戦争と略奪とが国を荒廃させた。黒死病、労働と賃金に関する諸立法は、労働力と物価に大混乱をもたらした。市民階級は君主の支出や税金の使途をコントロールしようという要求をかかげた。ついに、1381年頃には、フランドルで、パリで、ドイツで、そしてイギリスでさえも民衆蜂起がおきた。偉大な（パリ）市民エティエンヌ・マルセルが、フランスやフランドルの優良諸都市（ボンヌ・ヴィル）に宛てた有名な書簡（1358年7月11日）の中で、王をとりまく墮落した顧問官たちを激しく批判し、「善良な民衆、善良な労働者、善良な商人たち（彼らなしではわれわれは生きてゆけないのだ）」に共感を示しているのは、決して理由のないことではない。これほどの災禍、これほどの動乱の中で、コムニオンがあちこちで中断され、あるいは廃止されずらしたとしても驚くにあたらない。

王権とこうした危機にさらされたコムニオンとの関係を規定したのは、二つの要因、すなわち、一つは公的租税の増大、もう一つは意識の危機——時代錯誤を犯す危険をおかしてあえて言うなら愛国心の危機——である。これはボワティエの敗北、貴族の軍事的無力さ、王太子シャルルの「小政府」によって生じたものである。

モーの市民がコムニオン諸特権を喪失したのは、貴族に対してこうした怒りを爆発させたことによる。彼らは、1358年に、他の多くの都市の市民たちと同様に、農民（ジャック）たちと反貴族同盟を結んだ。首長ジャン・スーラは、その都市を農民たちにゆだねようとした。しかし、ジョワニ伯が奇襲によってマルヌ川の湾曲部にあつて防御陣地をなしていたモーの市場を占領したのであつた。パリの援軍が数百人の農民たちとともに到着したとき、スーラは彼らを大歓迎した。スーラたちは市場を攻撃することを決定した。しかし、攻撃は失敗した。容赦のない鎮圧がおこなわれた。反徒たちは、あるいは虐殺され、あるいは投獄された。モーの町は焼き払われた。住民たちは「憎むべき行為のために反逆罪で告発・断罪」され、コムニオンは廃止され、その後モーはパリ奉行によって統治されることになった。

これ以外の事例では、騒動の原因は金銭的負担への怒りと貧困への恐れであつたことは

明らかである。王の課税の急激な増大、強権的な徴税組織の誕生、(それらの反動で)都市予算に襲いかかった深刻な負の影響、都市の財政的自律性に加えられた致命的な打撃、王の役人と市民の寡頭支配層との結託、これらはコミューンをもった都市だけを襲ったわけではなかったが、その中でいくつかのコミューンは、その特別な諸権利を喪失する結果となった。

14世紀の自由な都市は、2種類の財源をもっていた。すなわち、資産収益と臨時収入である。それらの都市は、まず家屋・広場・物売り台・壕、ときとして粉ひき場などを所有して賃料サンスをとって貸しており、つまりかつて王の奉行が賃貸に出していたが、奉行職が廃止されたとき、それらが都市の資産になり、雑多な種類の小額の収入となっていたのである。また、それらの都市は罰金や不動産譲渡に関する領主的貢租、市民身分・同業組合への加入金を徴収していた。さらに、それらの都市は若干の下級の都市役職、たとえば執達吏職を売りに出していた。これらの収入の合計は防備施設の維持費を除外しても、恒常的支出をまかなうには足りなかった。それはしばしば、予算の5分の1にも達しなかった。残りの5分の4は、たとえばアミアンでは、年々の税によって調達されていた。この年々の税は原則として住民によって承認されるものであり、都市によって様々であった。この租税の種類と徴税方法は、際限のない紛争の種であった。大多数の住民は、公正に割り当てられることを条件として、財産に対して課せられる税であるタイユ税がよいと考えていた。しかし、市政を握る上層市民たちは間接税、すなわちエド税に固執していた。エド税とは、一般的には、とくにぶどう酒に対して課せられる税であった。エド税であろうとタイユ税であろうと、富裕な市民層は、当然支払うべきものを支払わずにすむような術策をめぐらしていた。ある都市では、彼らは特権によって免税を獲得した。別の都市では、割り当ての仕方によってもっとも富裕な人々が免税とされた。アミアンでは、人口の4分の1にあたる670人のもっとも富裕な住民たちが、ぶどう酒に対するエド税の8分の1も支払っていなかったと計算されている。この税は、この章で扱っている時期以前には、王の承認がなくても徴収できたようである。しかし、聖王ルイの時代(在位1226-70年)に、会計検査院の役人が、都市予算の検査を要求するようになってから、エド税についてあらかじめ王の「認可」を願い出て、2~3年間有効な「認可」状を与えてもらうというのが慣例となった。「認可」は、都市が借金する場合にも与えられた。このようにして、市政役人は会計検査院からあるかもしれない追求や納税者の不平不満から身を守っていた。王の側としては、このようにして都市財政を把握しており、会計報告を提出するよう市民に

強要する必要はなかった。そして、王は都市に課税しようという誘惑にかられ、彼はこの誘惑にそれほど長い間は抵抗しなかったのだ。さらに、ドマが指摘したように、王の関心は諸都市が財政破綻しないようにすることであり、それには（必要なら都市税の）認可を拒めば（都市住民に対する税は王の税だけになり）破綻は回避できるはずだというものがあった。都市には、税の割当て・徴収の自由が残されていた。だが、14世紀中葉以降に、王は徴税役人を設ける（選出徴税人「エリュ」、塩税官など）。彼らは、一般には現地で採用され、（都市の）参審人、収入役や会計役と密接に連携して活動し、彼らは業務の詳細について情報を交換しあった。しばしば、王の役人は都市側の役人から会計事務の方法を借用したり、あるいは彼らに自分たちの方法を取り入れるよう勧告したりした。こうして、公的租税は都市財政と肩をならべて発展した。そして、そのために都市財政の自律性が損なわれた。税の支払い請求が、王の役人と都市側の役人の双方から同時に発せられ、人々の財布を襲って空にした。その結果、民衆の怒りはしばしば2種類の徴税役人を混同した。彼ら徴税人は貧しい者たちを圧迫していると思われていたし、また、事実、貧民から搾取する方法を相互にまさにしばしば教え合っていたのだ。

民衆の激しい怒りの証拠は多様なところで、とりわけ裁判関係の史料の中で集めることができる。その怒りは、ときには、フランス社会やフランス王国を完全に転覆しようとするところまで達した。1358年、アブヴィルにおいて、ジャン・ド・ラ・マールという名の扇動者が処刑された。彼は内乱に火をつけることができると大言を吐いており、「私が指一本をあげさえすればよい。アブヴィルには富裕な者は男も女も残ってはならず、首長と7、8人の市政役人が殺されてしまえば、市内はまったく平等になる。そして、イングランド人であろうと、サラセン人であろうと、フランス王国のどんな敵でも、アブヴィルの前に来るなら来い」と放言してはばからなかった。

アミアンとルーアンは、博学で丹念な仕事をする歴史家をもつという幸運にめぐまれた。そして、彼らのおかげで、われわれは、14世紀におけるこの二大コミューンについてかなり正確な像を描くことができる。フランスの国土を守るためと、王ジャンの身代金を支払うための恒常的税の徴収、そして「かまど税」が、シャルル五世によって死の床で廃止された後まもなく再徴収され始めたという間の悪い事態、これらがこの二つの都市において、革命的な騒乱状態を引き起こした。その結果、ルーアンは古くからの諸特権を失い、アミアンの諸特権も決定的に削減された。1358年、二つのコミューンはシャルル悪人王（訳注1）の側に味方していた。1381年、二つのコミューンは、西ヨーロッパの諸王権を

脅かしていた民衆運動の波に加わった。諸王権にとって幸いなことに、これらの民衆反乱は方向性を欠いていた。フランスでも、それらの反乱は、相互にばらばらであった。ただ、ガンの蜂起だけは、広く知られ、模範とされた。しかし、アミアンとルーアンの蜂起はやはり散発的なもので、この種の企てが通常たどる結末にいたった。以下に、それらの顛末を見てみよう。

【アミアン】 アミアンのコミューンは、14世紀のはじめには強固に組織されていた。1292年以来、このコミューンは永久的な名目で王の奉行職を持っていた。このコミューンは独自の財政をもち、自衛もできると自負していたので、駐屯部隊を受け入れることは希にしかなかった。都市行政への同業組合の組み入れがおこなわれるのは、多くの場合、かなり後になってからである。じっさい、同業組合（の形成）それ自体が、多くの都市においては、大部分の歴史家が考えているよりは後の現象なのである。しかし、アミアンでは、コミューンの始めから、大青商人が、優越的な地位を占めていた。大青商人たちはこの地方を大青生産の中心地とし、取引で利益を得ていたのである。彼らは首長、参審人、それに会計役の職も独占していた。大青商業の衰退と中世末期の経済状況の変化にもかかわらず、この「商人層」はその後も長く政治的支配を維持することになる。彼らの下に手工業者と小売商の小親方層がそれぞれ独占権を主張する職業集団を形成していた。さらにその下には労働者や日雇など不満を抱き、騒乱を越しがちな集団が蠢動していた。1382年以前、手工業者の宗教的兄弟団である「旗組」は、それぞれその長として「首長」を持ち、二段階の投票によって選ばれる参審人職の改選に加わった（参加の人数は制限されていたが）。したがって、アミアンの制度には、民主的要素があったのだ。フィリップ端麗王（在位1285-1314）の治世以来、アミアンの市民は、ピカルディ人が手強いことを王に示してきた。アミアンの市民は、「いくつかの違反行為、不服従、その他の犯罪」を犯して、参審人職、首長職の一時的な廃止をもって罰せられた（1307年）。1356年に、アミアンの上層市民は、国政改革派に与したように思われる。もしも、彼らがナヴァール王の策略に幻惑されなかったら、彼らは摂政シャルル（のちシャルル五世となる）に忠実でありつづけたであろう。ナヴァール王は、はじめのうちは調停者を装っていたので、1357年11月9日にアミアンに入ったとき、熱狂的に迎えられた。その後の経緯は周知の通りである。王太子（シャルル）と国政改革派の決裂、1358年2月22日の血なまぐさいドラマ、そしてシャルルの逃亡が起こった。アミアンの市民は、シャルルに対して市門を閉ざした。彼らはエ

ティエンヌ・マルセルを支援することを約束し、1358年9月16日にシャルル悪人王を指揮官に選び、彼にアミアンをゆだねた。しかし、サン＝ポール大元帥（connétable）がアミアンを奪還した。激しい鎮圧が行われた。この運動を主導したのは権力を握っていた上層市民であり、資金を出したのも彼らであった。首長フィルマン・ド・コクレルと少なくとも20人の共犯者が斬首の刑に処せられた。参審人は全員が解任され、新たに選挙がおこなわれ、先例のない新しいことだが、これまで参審人になったことなどなかった中間層に属する多くの人々が市政の役職についた。彼らは秩序を回復させる力がなかったので、摂政シャルルは、アミアンの管理運営をしばらくの間掌握せざるをえなかった。ただ、彼は市民の寡頭支配層との関係を復活させることを求めたにすぎない。フランスのどの都市においても、王権が依拠したのは市民の寡頭支配層であった。シャルルはアミアンの富裕な諸家門に以前の諸特権を返還した。

王ジャンの身代金（イングランドに支払う）を調達するための税を上から一方的に設定した王権側の者たちは、都市の課税制度を模倣し、消費に対する間接税の重さ・不平等に対する民衆の抗議に耳を貸さなかった。その結果、アミアンでは都市税そのもの（これ自体ますます重くなっていた）の賦課・徴集に対してそれまで避けられていた王の役人の介入が生じた。アミアンに対して王によって認められた「認可税」（octrois）を王のパイイ代官が「課した」。かくして、認可税は専制的性格を帯びた。王のパイイ代官と王の選出徴税人「エリュ」は認可された税を徴収し、反抗者を抑圧する役割を横奪したのだ。

王シャルル五世による「かまど税」廃止（これはシャルル五世の新たな体制にとって、遅ればせながら、そして気まずさを含んだ良心のとがめがあったことを示すものだが）の知らせは、アミアンでは大きな喜びをもって迎えられた。そして、旗紐幹事たちは、消費に対する間接税を富に比例する直接税に、強制された「認可税」の制度を人々の同意による古い慣習に戻すチャンスが到来したと考えた。彼らは1381年に、市政の寡頭体制に対する不満をパリ高等法院に提出した。パリ高等法院は、その判断を示すことを拒まなかった。パリ高等法院は自らを単なる裁判所ではなく、王の裁判権の化身をもって任じていた。パリ高等法院は、民衆からは、衡平性の守護者とみなされていたが、特権保有者を不安に陥れていた民衆運動に好意的ではなかった。1382年1月1日、パリ高等法院はアミアン市の負債を消滅させるための方法について助言を与えている。パリ高等法院は（富に対する直接税でなく）消費に対する間接税であるエド税の徴収を支持して、ぶどう酒税の（税収の）より適正な配分を勧告しただけだった。同じ時に、摂政（シャルル）の顧問会議は

三部会からの金銭調達に失敗し、一方的に、商品売価 1 リーヴルにつき 12 ドニエ (240 分の 1) の税を復活させて公衆の怒りに火をつけた。これがパリとルーアンにおける蜂起の合図となった。アミアンは選挙の騒動に入った。国政改革派の指導者の一人は、参審人職に選出され、「上席会計係」(grand compteur) に任命されたが、王によってその地位を追われた。このとき、暴力的な蜂起がおこった。アミアンでは鎮圧・軍事占領・首謀者たちの追放・処刑がおこなわれた。そしてコミューンは再編成された (1383)。もっとも重要な変化は、小市民の代表からなる「旗組幹事」の廃止である。選挙と会計簿の提示は、王のバイイ代官の主宰のもとでおこなわれることとされた。バイイ代官は自ら選んだ世話役に補佐される体制となった。1401 年に、アミアンのコミューンが司教と司教座聖堂参事会に対し訴訟を起こした際に、パリ高等法院は、法のたてまえとして、王の事前の承認がなければ都市の必要性という理由だけでタイコ税を設定することはできないし、また、認可状の中で示された方法に正確に従って (徴税を) 実施すべきであるという原則を示した。この 50 年間にわたる騒乱は、アミアンにとって、上層市民の優越性を確定的にするという結果となった。しかも、彼らの生殺与奪の権は王の掌中に握られたのである。

【ルーアン】 ルーアンのコミューンは、1 世紀間存在したのち、民衆反乱の末に最終的に廃止された。ルーアンはその当時、王国でもっとも大きい都市の一つであった。13 世紀の中葉には、その人口はおよそ 4 万人に達し、商業は栄えていた。しかし、ルーアンの繁栄はこの都市を支配する商人貴族層とこの都市から金銭を搾取していた王権だけに利益をもたらしていた。「下民」(minor populus) たちは不平を言っていたが、現状を動かすには至らなかった。1281 年に首長が暗殺されたと、年代記が短い記事を残しているだけである。1292 年、「悪税」(maltôte) の徴収が民衆蜂起を引き起こした。収税吏の館が襲撃され、収納金が街路上にぶちまけられた。人々はルーアン最高法院 (Echiquier) が置かれていた「城」(法官たちが集まって開廷中だった) を襲撃し、占拠しようとした。しかし反徒たちは敗北し、その多くが絞首刑に処せられ、残りの者は投獄された。フィリップ端麗王 (在位 1285・1314) はコミューンを廃止し、その 2 年後に 1 万 2 千リーヴル (パリ貨) で買い戻させた。ついで王は「嫁ぐ娘のための援助金」として (コミューンに) 3 万リーヴルを要求した。王にこの援助金を献上するため、またアンゲラン・ド・マリニーを買収するために、コミューンはロンバルド人の銀行家から借金をし、さらに負担しきれないほどのタイコ税を課すほかに手はなかった。ただ、上層市民 (grossi burgensis) はこの負担

を回避できた。民衆の不満が1320年の復活祭の開廷期に、最高法院にもたらされ、最終的には受け入れられた。そして、フィリップ長身王（在位1316-22）は先王たちとは違う政策をとった。監察特別委員が、王フィリップに、住民たちの「永久の沈黙」を獲得するには、富裕層の強力な支配権を打破するしかないと言ったので、それを受けて「ルーアン法」が破棄された。1321年2月、ルーアン法に代わる法が公布された。「平民の世話役」と収入役が設置された。以前の役職のうち、同輩衆の委員会（人数は36名に縮小。同輩衆選出の慣習的方法にしたがって毎年3分の1が交代する）と首長（従前と同様に、提示される3名の候補者リストから王によって任命される）だけが残された。3名の候補者リストを作成するために、聖堂区の役員、12名の平民世話役と同輩衆の協力体制がとられた。これら12名の世話役は、最初、同輩衆、聖堂区の役員、それに「聖堂区のもっとも有力な人々」によって選出され、次年からは毎年、任期を終る構成員によってつぎの構成員を選出するという方法によって充員された。世話役は首長に助言したり、監査したりした。巨額の歳入の管理権は首長から剥奪され、4名の収入役（2名は同輩衆から、2名は世話役から選ばれた）の管轄下におかれた。

ルーアンは、この時期、半民主制的体制であった。そして「遺恨の種や不和の機会」を除去するためとして、以前の同輩衆は死亡するか、辞職するまでその職にとどめおかれた。さらに、中産市民も市庁舎にその地位を得たが、それは少しずつにすぎなかった。ライオンの顔が刻まれていた以前の印璽は廃止され、代わって穏和な羊が描かれた印璽が採用された。これは毛織物商人の同業組合の優位性を象徴していた。王シャルル五世（在位1337-1380）の治世のもとでルーアンの経済的繁栄は新たな展開をみせた。

しかし、一般民衆はあいかわらず不満にみち、騒動を起こしがちだった。一般民衆は市政役人が公金横領を止めないことや、会計報告をしようとしぬこと、さらに世話役を権力から遠ざけていること、民衆を全体集会に召集しないことなどを非難した。1345年に、王は数年間、ふたたびルーアンの市政を掌握せざるをえないことになり、王はまず、調査を行わせたが、それは民衆の要求に不利な結果となった。1358年にふたたび騒乱が始まった。ルーアンの人々はしばらくの間、悪人王シャルルの側に与した。そしてついに、1381-1382年の大混乱の間に、ルーアンのコミュンの消滅を決定づける危機が発生した。数百人の毛織物の労働者が、1382年2月24日、税の不払いを叫んで蜂起した。しかしながら、彼らは、何軒かの富豪の家を略奪するだけに止まり、事件は2名の犠牲者を出しただけで終わった。25日、人々はサン＝トゥアン大修道院がルーアンとパン領域に対する裁

判権を放棄する旨の証書を強引に獲得した。そして、このことからこの暴動には中産市民も加わっていたと推測される。26日に集会が開かれ、ルーアンの住民たちは「ノルマン人への証書」(charte aux Normands)を維持すると誓った。やがて、興奮状態は沈静化し、人々は王の慈悲を懇願した。処刑はほとんど行われなかった。しかし、(ルーアンの)コミューンは廃止された。

フランドル遠征のために金銭が必要となった。8月1日、「ノルマンディー地方三部会」(6月)によって同意された税を徴収するためにルーアンに派遣された収税吏を人々は追い返した。この新たな「暴動」(harelle)は数日間続いた。王シャルル六世はローゼベークの戦いで勝利してフランスに帰還してきたとき、ルーアンに特別委員を護衛つきで派遣した。このときに、ルーアンの都市的諸特権は、最終的に剥奪された。王シャルル六世は、「ルーアンの首長と同輩衆が持つことを欲していた裁判、団体、コミューン」の権利は自分と自分の子孫に帰属するものとすると言明した。これがルーアンのコミューンの終末である。

【アラスとサン＝カンタン】 1355年にアラスで、そして1380年にサン＝カンタンで発生したあまり知られていない武装蜂起について、それらの年代から、この事件の性格をあらまし推定できると思われる。これらの反乱は、上述のアミアンとルーアンと同一のタイプに属している。アラスを血で彩った暴動は、アルトワ地方における王の代理官によって住民に付与された(コミューン)破棄状の中でわずかに言及されている。2名の参審人とその他15名の者がある参審人の家で殺害され、彼らの死体は窓から放り出された。続く数日間、殺戮が続けられた。(この事件では)14名の罪人が処刑された。サン＝カンタン市は、先述のごとく、ジャン善良王によって厳しく扱われ、戦争によって荒廃させられた。コミューンの制度は、放置された。「働く者」たちは、サン＝カンタンが陥った悲惨な状態をジャン善良王のせいだと言った。1380年に「サン＝カンタンの富裕な有力者たちに対する下民たちの暴動」があった。金貨2千フランの罰金がこの暴動の代価であった。つづく数年の間に、コミューン集会が開かれても、彼らは決定することができず、いつも、王のバイイ代官に指示を与えてくれるよう懇願しているのが見られる。サン＝カンタンのコミューンはなお存在していたが、そのゼンマイは壊れてしまっていたのである。

しかしながら、コミューンを蝕み、そのいくつかを消滅させた外的・内的病弊にもかか

ならず、14世紀はコミューンの死の世紀ではない。そして、コミューンの相対的な活力の証は、そのすべてというわけではないが、しばしば『王令集』(Recueil des Ordonnances)のなかに認められる。14世紀の諸王と王の顧問官たちはコミューンに対してつねに敵対的であったわけではなかった。王フィリップ六世(在位1293・1350年)と王シャルル五世(在位1364・80年)は、かつての聖王ルイ(伝統と既得権を尊重し、無秩序を大いに嫌った。在位1226・70年)と同様な精神を抱いていたように思われる。コミューンが王の役人による権利侵害から王によって保護されたこともある。『王令集』はたとえばニオール、アブヴィル、マントについて、そしてサン＝カンタンについてすらその事例を提供している(もちろん事実を汲みつくしているわけではない)。コミューンの確認証書や、王の保護状、王領地への永久の併合の書状、それに市政役人に貴族身分を付与する書状などは王庫に利益をもたらした。しかし、これらの証書類は王の側の好意的意思を証明してもいるのである。よって「王権はコミューンを廃止しようとした」という見解は排除されなければならない。

第4節 14世紀に復活した若干のコミューン

それだけではない。われわれは14世紀に、若干の新しいコミューンの誕生を、あるいはそう言ってもいいが長い間死んだ状態であったいくつかのコミューンの復活を見ることになるだろう。

【サント】 サントは、12世紀にコミューンをもっており、それは1199年にアリエノール・ダキテーヌによって確認され、ラ・ロッシュェルの慣習法を与えられた。その存在は13世紀にはもはや問題になっていない。たぶん、この都市のいささか無気力な市民たちは、コミューンを維持するための努力をしなかったのだ。1347年に、市民たちは王フィリップ六世にコミューンを承認してくれるように求めている。王フィリップ六世は「大顧問会議」で十分に討議したのち、住民の忠誠と戦争が彼らにもたらす損害と出費を考慮して、特別のはからいにより、かつ、無償で、サントに、以後「団体」を、ラ・ロッシュェルの住民が享受しているのと同じ諸特権を、さらに彼らが望むときにいつでも首長を選ぶ権利とを、あわせ持つことを認めた。

【コニャック】 コニャックも 1215 年にジョン欠地王（イングランド王、在位 1199-1216）の承認によりコミューンをもち、このコミューンにはニオールとサン＝ジャン＝ダンジェリーの慣習法が与えられた。コニャックにおいてもサントと同様に、住民たちは彼らの諸権利が自然に消滅するにまかせていた。シャルル・デスパニーユ（フランス王室の大元帥）は、王からアングレーム伯領を受封したとき、住民が団体を形成できることが必要だと考えた。これは具体的には、住民が共同の庁舎・共同の金庫・召集のための鐘・裁判所、それに住民の選出による首長・評定役・参審人を持つことが必要であるということの意味した。そこで王は、1352 年 5 月に「誓約コミューンを」（*communitatem juratam*）、一部分『ルーアン法』から借用した制度とともに、市民に与えた。なお、首長とコミューン成員たちが誰か敵を援助した場合には、その事実によってコミューンは廃止されることが特記された。13 世紀のコミューンのように、コニャックは明らかに軍事的役割を果たすことが期待されたものと思われる。

【アングレーム】 アングレームのコミューンは、コニャックのそれと同様に、ジョン欠地王によって、ルーアンの慣習法（『ルーアン法』）を継受する形で、1203 年に設立されたのであるが、急速に姿を消してしまった。この都市はプレティニイ条約（1360 年）によってイングランド王家に併合され、黒太子のお気に入りの居所となった。アングレームは 1372 年にフランス王家に返還された。王シャルル五世は、1373 年の 1 月と 3 月の非常に興味深い 2 通の書状で、コミューンを再建した。王シャルル五世はそのことによってアングレームを、住民の結合と多くの特権をもって敵に対抗できる防備拠点としようと欲していたことを隠さなかった。王シャルル五世は、アングレームの市民が防備をかため彼ら自身の諸権利を完全に守ることができることを望むものである、と述べている。これはアリエノールとジャン欠地王によってポワトゥー地方の諸都市に付与された軍事的コミューンの証書の文言とほとんど同じである。イングランド王によるアングレーム併合後でも、王シャルル五世はアングレーム住民が自分への忠誠心を失ってはいないと思っていた。「彼らは、余を彼らの自然のかつ他に優越する主君であると公けに認めた」と。したがって、王シャルル五世はアングレームの住民にサン＝ジャン＝ダンジェリーのコミューンと完全に同様の誓約コミューンをみとめ、それにもなつて市街地とバン領域に妥当する同じ慣習法・免除権・特権、そして権力と影響力の源泉となる法的地位を与えた。王シャルル五世は役人に（コミューン）創設に際して決して障害を設けないように命じた。アングレー

ムとその周囲2リュウの範囲内に財産を所有している貴族はこの都市が自衛するのを助けねばならないとされた。貴族は夜警と防備施設の費用を分担した。『ルーアン法』の原則にもとづいて、100名の同輩衆がおかれた。同輩衆の中には、1名の首長と12名の参審人、12名の(都市)顧問官、それに1名の副首長がおかれた。首長選出の規則の中に、王シャルル五世に馴染み深い考えが見いだされる。100名の同輩衆は以下の3つのうちのどれかの方法によって1名の首長を選出する。すなわち、サン=テスプリの方法で選出が行われる。すなわち、100名の同輩衆の1名の提案で3名の名前を王のセネシャル代官に提示してその選択にゆだねる。同輩衆が投票をおこなって、同じく3名の名前を提示する。上記の諸方法の中間的方法による。同輩衆は毎月集まり、審議の記録を作成する。証書の残りの部分は商業と労働者の雇用そして公衆衛生に関するものである。

【サン=ヴァレリー=シュル=ソナム】百年戦争の前期に、コミューンの復活が見られるのは、ポワトゥー地方だけではない。サン=ヴァレリー=シュル=ソナムは、すでに見たように1234年にコミューンを剥奪された。1376年8月、ウ伯でサン=ヴァレリーの領主であるジャン・ダルトワは、住民たちが修道士たちとの関係を一言もふれずに戦争中に王の敵によって証書を破棄されて失ってしまったと主張したのを、受け入れた。ウ伯は住民の忠実な奉仕を評価し、さらにそれを続けることを期待すると言明したうえで、伯は住民にサン=カンタンの慣習法にもとづく市政組織とコミューンを、参審人制・鐘・大小の晒し台・印璽・バン領域とともに与えた。この証書は、実際にはサン=カンタンの証書から影響を受けていないが、自由な内容を持ち、また、権力と利益を市政役人と領主に適切に分割していた。首長は、現職の首長と参審人が提示した2名の候補者の中から、コミューンの同意を得て、領主によって選ばれた。首長は、彼が適格と思う者をコミューンに受け入れることができた。しかし、こうして受け入れられた外部の者はその年のうちにコミューンに宣誓しなければならず、それをしないとその者は(コミューンから)いかなる援助も与えられなかった。その者の家屋が壊れている場合は、それを建て直さねばならなかった。裁判権と裁判収入は、領主とコミューンの間で衡平に分割されていた。すなわち、高級裁判権事件は領主だけが審理することができる。しかし、首長と参審人もその判決に関与する。また、領主の自由人でコミューン成員ではない者に関する訴訟では、首長と参審員は裁判に出席して、裁判がどのようになされるのを見、かつ聞く。最後に、コミューン成員は、費用自弁で長期遠征と騎馬巡察に参加する義務があり、また、領主の騎士が自分の

用事であるいは戦争のために都市に来る場合、彼らの宿泊場所を用意する義務があった。彼らは両方ともにあきらかに相互の争いを避け、お互いの権利を尊重しようと努めている。そして、領主は、敵と対峙したとき味方になってくれる忠実な臣民をサン＝ヴァレリーに持とうとしたのだ。やがて、こうした配慮の賢明さが証明されることになるだろう。というのは、サン＝ヴァレリーは、数多の攻撃を阻止することになったからである。しかし、1376年に修道士たちがこの件に関して異議をとらえた。彼らは意見を聞かれなかったのだ。1383年にこの修道士たちとサン＝ヴァレリーの領主との間に協定が締結され（いくつかの細かい問題について取り決めただけだったが）これで修道士たちは鎮まった。1376年の（コミュンに与えられた）文書は、1488年に、この都市の領主ジャン・ド・ブラバンによって確認された。いくつか新しい条項があるが、それらはこの証書（賢明で実際的な人物の作品である）の妥協的な性格を変えるようなものではなかった。この小都市の市民は攻撃を被り、脅威にさらされたが、領主に彼らの主張に関心をもたせ、教会側の監督を払いのけることに成功した。

【サン＝メクサン】 サン＝メクサンの歴史上のあるエピソードは、ジャン善王（ル・ボン）の時代の法律家たちがコミュンにだけ「団体」（*corps et college*）という保護的効果のある虚構を適用したことを示している。コミュンはその行動がある種の寛容をもってみられるところの特権的存在とみなされ、いわば剣を引き抜いても問題行為とならない貴族のようなものとみなされていた。そして、コミュンをもっていない都市が同様の権利を詐るのは認められなかった。サン＝メクサンはこの時期、中程度の大きさの都市であった。この都市は今日4800の人口をもつ。かつてもおそらく今日と同程度あるいはそれ以上であったであろう。というのは、この町のいくつかの門は同じ場所に残っているし、18世紀には人口4500以上の都市に分類されていたからである。行政と警察権は王の奉行と有名な修道院の奉行（その役割は徐々に小さくなっていった）との間で分割されていた。幾人かの攻撃的な傾向の小領主が街道にそって城塞をもっていた。とくに、トゥール＝シャボの領主サヴァリ・ド・ヴィヴォンヌが知られており、その家臣たちはしばしば略奪に及んでいた。1352年6月26日の市の日に、サヴァリの「兵隊どもと悪党ども」（*pedites seu brigandi*）が、2人の市民を捕らえ、そのうちの1人をシャボの塔に閉じ込め、身代金を支払うまで、解放しないと叫んだ。悪党どもはイングランド人への加担の叫びであった「ギューイエンヌ！」という扇動的な叫びを上げながら、市民たちに石を投げ始めた。サン＝メク

サンは、火災と敵の襲来を知らせるための鐘をもっていた。市民たちは鐘を打ち鳴らし、集合し、市場に来ていた数人の外来者の協力をえて、塔の門に火をつけ、暴力行為の張本人たちを降伏させ、都市の守備隊長に彼らを引き渡した。隊長は彼らを監視下においた。サヴァリ・ド・ヴィヴォンヌは大胆にも住民にたいして訴訟をおこし、王の代訴人はサヴァリ・ド・ヴィヴォンヌに挑発されて、彼らをポワトゥーのセネシャル代官の面前に召喚した。サヴァリは、つぎのように主張した。市民は今回の火災についてだけでなく、さらに「団体」を形成することなく鐘を鳴らし武器をとり陰謀と同盟をくわだて、サヴァリに対する訴訟のために共同の金庫をもつ同盟を結んだことで大きな罪がある、と。首長と幾人かの有力者が、彼らと結託した数人の好戦的な修道士とともに投獄された。サヴァリの家来たちによって犯された行き過ぎと戦争の間にランカスター公によって放たれた火によってこの都市が被った損失を考慮して、国王は特赦状を付与し、逮捕された住民たちの解放を命じた。住民たちは「団体」を形成していないのに、自衛行動に出たためにもう少して有罪を宣告されるどころであった。この場合コミュニンであれば市民的団結にもとづく権利によって当然「自衛」権を行使できるはずであるが、その権利がないので市民は王に（暴力に対する抑止措置を）請願すべきであったと考えられたのだ。

第5節 小括

結論すれば、14世紀には、コミュニン制度は不安定になっていたものの、まだ、廃れずに残っていたのだ。以上に提示した素描は、これまでに試みられたことがなかったもので、刊行されてはいたが見落とされていた史料を使うことではじめて可能になったものだ。しかし、これらの史料はリュシェールが提示しようとしたとしたものよりも適切な歴史像を示すように思われる。リュシェールは、フランスのコミュニンの生涯は非常に短かったと言い、その論述を13世紀の先まで延長することは適切でないと判断している。しかし、あまり断定的に言うよりは、中世の諸制度の特色として複雑性や矛盾を認めるほうが、ほとんどの場合、正しいと思われる。ここまでわれわれは、コミュニンが百年戦争の接近につれてコミュニンから利益を得てきた人々から信頼を失い、王の役人によって打撃を与えられることがあったとはいえ、また、いくつかの有名な事例では、コミュニンが死を宣告されることがあったとはいえ、14世紀には、自滅の例は全体としてその数はきわめて多いというわけではなかったことを見てきた。他方、われわれはコミュニンの大部分がこの

時期をこえて生き延びたのだと言い切ることもできない状態である。しかし、残存した例もかなりあるし、しかも「残存」だからといってどうにか維持されていたとか、存在はするものの生気を失っていたというものばかりと言うわけでもない。一度停止したコミュニンの再生、長い間消滅していたコミュニンの復活、そしてコミューン証書をもっていなかったことにより王の代理人によって不法であると宣せられたサン＝メクサンの人々の結社の試みもまた重要である。サント、コニャック、アングレーム、サン＝ヴァレリーにおいて、そしてたぶん他の都市においても、王フィリップ・オーギュスト、アリエノール・ダキテーヌの時代に作られた軍事的形態のコミューンを人々は復活させようとしたが、それは諸侯たちが支配領域の防衛のために誓約団体の有効性に信頼をおいていた証拠である。コミューンの承認と引き替えに毎年多額の賦課租をコミューンから引き出しながら市民に都市行政の責任を押しつけることができる制度の都合のよさは、(コミューンの)承認が取り消されたときに明瞭となった。体制が変化したとき、都市をしばしば危機に陥れた混乱は領主も市民をも熟慮させることになった。結局、われわれの先人には、諸制度の崩壊に対する嫌悪と、慣習法と諸慣習の多様性に対する敬意の念があり、それがコミューン生存の理由を説明してくれるのだ。フランスのコミューンに最終的な消滅をもたらしたのは、大革命という全面的な転覆だけであったということは驚くにあたらない。

訳注1：フランス王ルイ十世の孫。ナヴァール王。在位 1347・87。イギリスと結び、フランスに領土要求を行うが、猛将デュ・ゲ克蘭に敗れる。(『仏和大辞典』)

第2部 第4章 中世末期のフランスのコミューン

第1節 一般的諸特徴

フランスがイングランド人、ブルゴーニュ派およびアルマニャック派によって蹂躪されていた災禍に満ちた時代に、単なる免除権だけの都市の歴史の特徴である諸権利の増加・減少とは基本的に異なるコミューン存在の明確な痕跡、換言すればその(コミューンへの)昇格・(コミューンからの)失格について多くの痕跡を見いだすことを期待してはならない。市民たちは、どんな都市に住んでいても、農村居住者が非常にうらやむ「安全」を不完全ながらもそれぞれ可能な形で維持していたのだ。では、彼らにとって、コミューンと

しての法的資格はどんな意味があったのか。重要なことは、少ない財政をできるだけ有効に使用し、無理な要求をする諸侯と野盗団に対し自衛する術を知っている活動的な市政団をもつことである。都市役人たちは、ことの成り行きで、中世のコミューンの役職者たちがほとんどもっていなかった独立を手に入れた。彼らがその文書庫の中にコムニオン証書をもっているか否かは、日々の生活の中では、ほとんど重要性をもたなかった。

「参審人制の都市」という概念は、誓約コムニオン都市よりも今やより重要になっている。「団体」(corps et college) の概念は以前より厳格でなく、狭いものでなくなった。この概念は、法律家たちによってその古い枠組みのなかに後生大事に維持されたわけではなかった。多くの参審人制は、あたかもそれが法的に団体であるかのように振る舞っている。さらに王の尚書局の用語の中で(すでにシャルル五世の命令書や証書の中でその用語は見られるが)周知のコミューンに単に「優良都市」という呼称を与えていると思われる。1414年に王シャルル六世(在位1380-1422年)によってノワイヨンの住民に宛てられた返信はこの点では非常にはっきりしている。王シャルル六世によると、首長と誓約幹部はつぎのように主張した。「住民は団体とコムニオンを形成した。そしてこのことにより彼らは鐘楼・鐘・印璽さらに団体とコムニオンに属することができ、かつ属すべきすべてのものを持ち、また、これらの資格称号で当該首長と誓約幹部が当該都市の管理および行政・警察の権限を有する」。王は住民が彼にもたらした要求を受け入れた。しかし、コムニオンの諸特権には言及しなかった。王は王国の「優良都市に良き行政と警察を供することを欲している」と述べた。しかし、組織が変化しなかった若干のコミューン(たとえばウのコミューン)に関係する史料の中では、14世紀には、コムニオンという呼称はもはや見られない。

これらの史料に対し、対立する史料をあげることができるのは事実である。王権はなお非常に脅かされていたので、理論的にはコムニオンのような諸制度が尊重されたに違いないと思われる。実際、15世紀に、忠実な市民にコムニオン証書の形で褒賞が与えられた事例がある。それは孤立的事例でしかないが、考慮しておく必要がある。

自己解体あるいは都市領主の宣告によるコムニオンの消滅は、14世紀ではしばしば見られたが、15世紀には見られなかった。この本で対象としている地理的領域全体について、すでにアルトワ、ポワトゥーそしてベリーについてすでにわれわれが持っているようなカタログを作成してみれば、上述のことにはほとんど例外がないことを確認できるであろう。アラスの場合、1479年に王ルイ十一世によってコムニオンと諸特権を乱暴に剥奪

されたのだが、これはこの例外の一つである。その後アラスは「免除権」都市と呼ばれるようになったが、それでも、この都市に新たに定住した新住民は、旧来の諸特権を与えられたのである。ポーヌの住民は、はなはだ騒乱を越しがちで、反抗的であり、1440年にブルゴーニュ公の役人の入都を拒否したので、ブルゴーニュ公フィリップ善良公（在位1419-67）は彼らのコミューンと諸特権を剥奪した。しかし、これらは少し後に返還された。

結局、ヴァロワ朝の時代には、コミューンは存続した。しかし、コミューンの歴史は非常に異なる二つの時期に分けられる。15世紀の前半と、王ルイ十一世の治世（1461-83年）である。

第2節 王シャルル七世（在位1422-61年）治下のコミューン

先述のように、コミューンの歴史はイングランド人の占領期間中に「優良都市」一般の歴史と区別が判然としなくなる。諸都市の苦難およびその消滅を回避しようとする熱意についての史料は豊富である。しかし、どの都市の年代記もその内容は似かよっている。コミューンがあるポーヴェ、アミアン、トゥールネ、パイヨンなども、かつてはコミューンを認められていたコンピエーニュ、ラン、サンスや免除権都市であるオセール、トゥールと同様に衰退した。市民の態度はどの都市においても賢明で勇気に満ちていた。彼らは、自らの意に反して戦士や外交官となり、否応なしに王権と国民的統一の防御者であった。イングランド人の侵入、皮剥（略奪）団（Ecorcheurs）の略奪は彼らに、彼らが失っていた自発的な行動の慣習と進取と自己犠牲の精神を取り戻させた。「ブルジュの王」と言われ、やがてフランス王国を獲得して王となったシャルル七世は、身分制議会によって同意された租税によってだけでなく、個々の都市に対する直接的要求によって諸都市に大きな犠牲を要求した。彼は諸都市に金銭・人員・熟練の弩射手や砲手・武器・軍需物資・荷馬車を懇請し、あるいは要求した。おそらく都市の協力が得られなければ、彼はモンローの要塞の奪取（1437年）、ポントワーズの要塞の奪取（1441年）を企てようとはしなかったであろう。突きつけられた要求を討議し、王あるいは軍の指揮官のもとへ赴く代表者を選任するために住民の全体集会がしばしば開催された。さらに、彼らはしばしば切迫した危険に対処しなければならなかった。都市はすべて自分自身でやらなければならなかったため、重い決断をしなければならなかったし、しばしば議論は危機と不安の中で行われた。

諸都市は相互に連絡をとり、情報を交換しあい、協調して行動した。たとえば、1432年、ボーヴェのコミュンの首長は、休戦期間内に労働の再開のためにサンリスにおいて、サンリス、コンピエーニュ、その他この地方の優良都市の代理人たちと会合を開いた。その後、皮剥（略奪）団に対する小規模な軍事行動が組織された。とりわけ略奪を回避することが人々の関心事であり、（この点では）人々は皮剥（略奪）団やイングランド人とほとんど変わらないものとして、王の兵隊たちを警戒していた。防備施設をもっていない都市は、それを建設したし、また都市役人は見張り番によって警報が発せられるとすぐに市門を閉じさせた。ときとして王の部隊が都市を通過もできず、糧食も調達できないということが起こった。そうでないとしても、小部隊ごとに分けられ、疑り深い完全武装の市民に取り囲まれて都市を通過するのを余儀なくされることもあった。1429年、王シャルル七世は、トロワ市に入ったとき、住民と真の条約を結び、とくに駐屯部隊を受け入れる義務を課さないと約束した。

コミュンや免除権都市であろうと、財産遺贈制限（マンモルト）が依然として存在している特権のない都市についてであろうと、史料から受ける印象は変わらない。王シャルル七世は、とくにその治世の初期には、どんな都市でも、その協力を当てにせざるを得なかったし、最終的に勝利者となって自らの意思を通すことができる立場になっても、イングランド人やブルゴーニュ派の駐屯部隊を意に反して、あるいは積極的に受け入れた都市に対して厳しい態度を続けることはなかった。たとえば、パヨンヌはデュノワが力づくで奪回しなければならなかったのだが、その免除権は縮小されたものの、長い間不信の目で見られることはなく、相互に善意をもって対したのであった。忠実だった都市は好意をもって遇された。王シャルル七世はこれらの都市の特権を確認した。そうした都市のいくつかについては、彼は非常に高く評価して、王領に組み入れた。王シャルル七世は困窮状態におちいった民衆の負担を軽減するために、ときに税、部隊駐屯、上納金などの免除に同意した。

われわれに特に興味深いのは、かつてと同様に、ここでもコミュン証書が褒賞として与えられることがあったことである。

王シャルル七世にとって、その治世中にもっとも苦痛を味わわれた事件は「彼の息子の影がちらついた」ブラグリーの反乱（1440年）であった。サン＝メクサン市はこの機会に王シャルル七世の味方であることを示した。反乱側のアランソン公はニオール市を占領していた。彼はニオールから出陣して、サン＝メクサンを奪取し、さらにポワティエを

急襲して、そこで王を驚かすことを企てた。サン＝メクサン城は1440年4月3日、裏切りによってアランソン公の手中に落ちた。兵士たちの後に続いてやってきたニオールに住民たちは家々に押し入り家財道具や貴重品を略奪して、それらをニオールへ運びはじめた。しかし、勇敢な大修道院長の下にあった大修道院と聖十字門の街区は屈服しなかった。若い頃、野武士で略奪者として名を知られ、その後サン＝メクサンに隠棲していたピエール・ドゥが馬に跳びのり、危急を知らせるために一気にポワティエに駆けつけた。直ちに、ピエール・ド・ブレゼとリッシュモンが400名の槍兵を率いて出発し、数時間遅れて王自身がそれに続いた。王側の軍勢は、サン＝メクサンを占領した。アランソン公は逃亡し、守備隊は降伏した。ニオールはコミューン諸権利の剥奪をもって罰せられた（その権利を回復するのはやっと2年後のことであった）。さらに「戦争のための援助金を扱う選出徴税人エリュ職」の剥奪によって罰せられ、その職はサン＝メクサンに移された。ピエール・ドゥは年金を与えられ、サン＝メクサンはコミューン証書と立派な「市の紋章」を与えられた。「(修道院の)領民および都市住民」は、「その殊勝かつ高い誠実と勇気に謝意を表し、永久に記憶するために」、また、多くの王族と大顧問会議の意見によって、「団体および共同体(コミュノテ)」をもち、かつ「当該都市の運営と統治のために、彼らの中から毎年2名の者を選出する」権限を持ち、このようにして選ばれた2名の者は市門の鍵をもち、強制力と裁判権をもって、この都市の管理と統治を行うこととする。なお、これらに関して手数料と収益が与えられる。収入役は彼らに会計報告をし、市の公金の残高を彼らに返還しなければならなかった。

以上が1440年4月の証書に記載されていたことのすべてであった。住民は、王の同意のもとに、当時団体を有する都市が持つことのできた最良の統治形態を選択する自由を与えられた。「コミューン」という語は発せられていない。しかし、われわれとしては、この証書を単なる参審人制度ではなく、コミューンの証書とみなすのに躊躇はない。「現王陛下と先王たちによって彼らに付与された諸特権(当該都市の制度・行政・統治そして諸業務に関する特権)にならって、当該都市の首長・参審人によって確認されたサン＝メクサンの市および共同体(コミュノテ)の庁舎と参審人制度についての規則(これは、1506年4月14日にサン＝メクサンの全体集会で公表された規則であり、さらに1440年の証書以降の様々な文書からなる)は、つぎのことを示している。すなわち、選出された2名が参審人の補佐をえて首長に代わって統治をおこなった——当時コミューンでなかった多くの都市で見られた——だけでなく、サン＝メクサンはコミューンのすべての属性(すなわ

ち、団体の資格・印璽・共用の庁舎・鐘楼)を備えていたこともわれわれに示している。住民を結びつける相互援助の誓約はもはや問題にならなかった。かつては基本的現実を覆っていたこの古い形式は時代遅れとなった。そのことについてはわれわれは先に多くの理由を示した。また、「コムニオン」という語が「コムニョテ」(共同体)という語で置き換えられていることに驚くにおよばない。1188年成立の古いコムニオンがあるモントルイユ=シュル=メール市の役職者の選出について定めた1451年9月の王シャルル七世の諸文書を参照してみよう。これらの文書からは、王シャルル七世が「この都市の法とコムニオンの定礎・創設についての古い諸特権」を考慮したこと、さらに彼の支配下にあるモントルイユ=シュル=メールの「親愛なる首長・参審人・市民・領民およびコムニョテ」の懇願を聞き入れたことがわかる。引用句内の後者の言葉(コムニョテ)が当時の用語であり、前者の言葉(コムニオン)はただ単に慣習的に使われているにすぎない。とはいえ、かなり古くから「コムニニア」と「コムニタス」は、互換的な言葉ではあったのだ。しかし、サン=メクサンの証書に戻ろう。フランス王の意図は、非常に切迫した時期に王自身を守ってくれた市民の団体に栄誉を与えることであった、ということの特を特に考慮する必要がある。王は外的表徴に関して、サン=メクサンを特別に大事にしている都市トゥールネと同列に扱ったのだ。1426年にトゥールネは王シャルル七世から市の紋章の頭に王家の楯を付け加える特権を与えられていた。そして、古いコムニオンの諸特権は、尊重され、王の役人(による権利侵害)からは大顧問会議によって守られていた。王シャルル七世はサン=メクサンの住民にも同じように彼らの紋章として「赤地に金色の三輪の百合の花、頭部に金色の王冠がのっている楯」を用いること、13世紀の有名な「王の諸コムニオン」(communiaie regis)および高等法院が「団体」(corps et college)としての権利を認めていた諸都市と同じ資格でコムニオンを形成すること、を許した。

サン=メクサンの事例は単にコムニオン承認の時期的に遅い例として興味深いだけではない。それは国王の顧問官たちが15世紀に都市に王の謝意の証を与えるとき、彼らにどの程度譲歩する考えがあったのかをも示している。その余地は小さかった。サン=メクサンの首長(1名であった)は、裁判権はなく、ただ市場を臨検し、不正行為や規則違反を摘発したとき、少額の罰金を宣告するだけであった。市民全体についていえば、彼らは市の紋章の金の王冠と金色の三輪の百合の花を自慢の種とすることができたが、彼らが獲得したものはほとんどそれだけであった。1506年の規則の第1条には、サン=メクサンを研究する歴史家たちが注目せざるを得なかった文言が記されている。「第一に当該団体

および コミュノテ は、30名だけからなり、彼らは参審人と称する。」この団体はもはや市政体にすぎない。第12条には、サン＝メクサンの首長はたしかに「少なくとも年に四回、 コミュノテ の諸問題を処理するために、鐘の音を合図に全体集会を開催すべきである」と定められている。すでに、1441年には国王証書によって設置された2名の選出徴税人エリュが、防備施設の修理の費用として葡萄酒税を課すため、集会を召集したことがあった。既述のように、15世紀に全体集会の復活があった。それはつぎのことで説明される。すなわち、長い間、市政役人はこれほど重大な決定をしていなかったのだ。だが、ここからコミュンや優良都市の統治が民主的になったと結論してはならない。サン＝メクサンに関しては、1441年の集会の議事録に出席者が列挙されている。すなわち、出席者は「この都市の市民、商人、住民のもっとも有力でかつ健全な部分と称する」50人であった。

われわれはこの非常に興味深い問題について、若干の断片的な情報しかもっていない。それらの情報は、フランスでは全体集会の討議において、小市民層が影響力のある役割を果たそうとしたとは示唆していない。戦争の再開(1415年)以前には、都市住民は集会の召集に応ずるために自由意思で日々の労働から離れることはなかった。1414年ノワイヨンでは、首長や誓約幹部たちは、コミュン成員が「統治と秩序行政に関する事柄について討議し、また意見の聴聞のために召集されても、当該都市の集会所に出向こうとしない」と嘆いている。戦争の間にあって、何が起こっており、どんな負担が都市に課せられるかということについて、住民全体がいつもより熱心に知ろうとするということはなかったであろうか。サンリスに関して、フラメルモンは非常に興味深い情報を提供している。それらは、大部分の都市で起こったにちがいない事態について、おそらく正確な印象を得させてくれるものである。コミュンの廃止以来、サンリスを統治していた市政役 (*attournés*) は情勢がそれを要求する度に、あるいは市民の一部の集団が要求するたびに(住民の)全体集会を召集した。というのは「一般民衆の不平不満をそらす」のが得策と思われたからである。(サンリスでは)ときに400人にのぼる出席者があった。しかし、有力者たちが差し支えがあって出席しないとき、決議を行うのにはごく少数の出席者だけでも十分だと考えられた。欠席者には罰金が科せられるにもかかわらず、ときには15人ぐらしか出席者がいないこともあった。集会は王のバイイ代官の代理官の主宰によって市庁舎の大広間で開かれた。王の役人や市政役が机を前にして座し、その近くに有力者たちが陣取った。一般市民たちは奥の方に座り、黙って評定役や議長の発言を聞いた。十分な議論もないま

ま、喝采で表決が行われた。1446年12月26日の集会でジャン・ウドなる人物が「この都市に良いこと、利益になることについて意見を述べたい」と申し出た。王の代理官は、声がよく聞こえるように椅子の上に乗るように促した。するとジャン・ウドは「すっかり取り乱して、言葉に詰まって」引き下がってしまった。しかし、この集会にかえて少数者からなる評議会の決定で済まずと決められたとき、市民たちは腹をたて、集団で市庁舎へ押しかけたのであった。人間はつねに変わらないものだ。

第3節 王ルイ十一世（在位1461・83年）とコミューン

王シャルル七世は都市内部の事柄にはほとんど介入しなかったようである。彼には市民層から必要とする金銭と人員を引き出すだけで十分だったのだ。王の役人は相変わらず（コミューン諸権利の）侵食政策を続けており、裁判権をめぐる際限のない紛争が繰り返されていた。だが、コミューンあるいは免除権都市の管理運営の諸制度を変更しようとすることはほとんどなかった。王シャルル七世はトゥールネ、アミアン、ランスその他の優良都市に宛てた書簡において「親愛にして最愛の者たち」といった大げさな表現を用いているが、これはいわば文書における定型的表現であり、個人的には都市の中産階層の者たちにも下層民たちにも関心をもっていなかった。彼はジャンヌ・ダルクやジャック・クールに対して冷淡な態度を示したのだが、それはおそらくこのことによって説明される。彼は貴族たちの王であった。諸都市から派遣された代表たちは容易には王への謁見が実現しなかった、と同時代人は記している。王ルイ十一世の場合はまったく異なっていた。

「市民の友」と言われたこの王は、コミューンに対してどのような態度をとったであろうか。

彼が「単なる民衆」と呼んだ職人、小店主、農民に対しては、彼はまったく共感を持たなかった。彼の治世下に、民衆蜂起があったとき、彼は野蛮な残酷さをもってそれらを弾圧した。彼が重視した臣民、その中でも忠実で金銭援助もあてにできる献身的な友人と見たのは、彼の政策を理解する能力をもち、それを支持するのがそのまま利益となるような富裕な市民たちであった。彼はあらゆる革命的コミューンやその成員が自分の計画に反対するような相互援助の約束をして結成した誓約団体などはどんなものでも打ち砕くつもりであったことは言うまでもない。もし彼が12世紀のサン・カンタンの歴史を知ったならば、憤りで肩をふるわせたであろう。しかし、彼はつねに既存のコミューンの敵対者とい

うわけでもなかった。なぜなら、彼はコミューンの組織形態を利用することを目論んでいたからである。

彼はまたブルゴーニュ地方の諸コミューンを大切に扱うのが有益であるという考えに立っていた叔父フィリップ善良公（ブルゴーニュ公、在位 1419-67 年）のもとで善政の心得を学ぶことができた。ルイが彼の良き叔父のもとへ逃避していた時に、コミューンに関する二つの大きな訴訟事件が発生した。1445 年、ディジョンのコミューンは逮捕権に関して、コミューンの権利を侵害したという理由で、宮廷で受けの良い大領主ジャン・ド・ポーフルモンを相手取って刑事裁判を起こした（この裁判は長い年月にわたって続くことになる）。ポーフルモンはジャコバン派の修道院に逃げ込んだ詐欺師を、そこから無理やり引きずり出したのであった。ブルゴーニュ公は、ディジョンの人々から多くの金銭を引き出していたので、彼らの権利を支持し、ポーフルモンに入獄を強制した。1458 年、ポーヌの人々は、（諸権利を没収されたが、すぐ復活されていた）、被課税地を処分し、結果としてそこから得られるはずの税収を減少させたという理由で公の役人によって訴えられた。裁判がはじまった。フィリップ善良公はコミューンに課税基礎を修正するように強制した。それは公に十分な税収をもたらさなくなっていたからである。しかし、その他の争点については、住民の主張を認めた。これら二つの事例に、王太子ルイは学ぶべき範を見出した。すなわち、都市の者たちには多額の金銭を要求すべきこと、しかし、都市の実権を握る市民たちを貴族たちや、場合によって王の役人たちから守ってやるべきことを、ルイはその執政の原則の中に組み込んだにちがいがなかった。

歴史家たちは王ルイ十一世のコミューンに対する政策についてまったく語っていない。しかしながら、彼は一定の政策を持っており、そしてそれは一見すると驚くほどコミューンに好意的なものであった。「コミューン」という言葉も、また（言葉が具体化した）制度も彼を恐れさせることはなかった。1461 年 8 月に、王座に就いたとき、彼はトゥールネ市の諸特権を確認した。1461 年 11 月には歴代の先王たちによって「ラ・ロッシェルの首長・参審人・執政役・同輩衆・共同体に」与えられた諸特権を確認し、「共同体」という言葉を用いている。彼は都市の免除権を増大させ、また課税を軽減させている。そして、首長職を彼の忠臣の一人のための役職に変える試みをしたこともあったが、その後は恣意的試みはすべて放棄した。1472 年、兄弟のシャルル殿が死亡し、ラ・ロッシェルが再び王領地に編入された後、王ルイ十一世はこの都市（ラ・ロッシェル）に入城する前に、両手を首長の手中に置き、跪いて都市の免除権を尊重すると宣誓した。1461 年 11 月の

(ラ・ロッシュェルと) 同じ日に、ニオールの「団体・共同体」の嘆願を聞入れ、首長・参審人・誓約幹部たちを貴族に叙任していたのであった。翌年彼は「サン＝ジャン＝ダンジェリーの都市およびコミューンの最愛の首長・誓約幹部・市民・平民および住民」の控えめな嘆願を受け、イングランド人との戦争の期間中の彼らの忠実さにかんがみて、王シャルル五世が彼らに認めていた諸権利を確認した。ついで、少し前にフランス王の支配下に戻ったいくつかのコミューンの主張を聞入れた。たとえば、ボルドーの市街地およびシテの親愛にして最愛の首長・誓約幹部・コミューンの要請によって、彼は王シャルル七世が留保していた誓約幹部のうちの5名を指名する権利を手放し、都市の裁判権(だけ)を残した。同じ日に、彼はブル＝アン＝ギューエンヌの諸特権を確認した。1462年7月、彼は「団体・執政役団・約櫃・印璽・市庁舎」をもっていたエグペルスの「住民およびコミューン」の慣習法を確認した。彼は兄弟の死後に、少し前には敵として扱っていたサントの市民と和解し、彼らの諸特権を確認した。1477年に、彼がアラスの人々に以前に彼らが行った反抗を許し、そして「当該都市の前記の教会人・貴族・首長・参審人・団体・市民・平民および住民の」特権を確認した。1478年、彼はポーヌの「市街地およびコミューン」の諸特権を確認した。

しかしながら、われわれがさきにサン＝メクサンに関して述べたことを再度言うておかなければならない。すなわち、王ルイ十一世の治世の諸文書の中で、王および尚書局が言う「団体」とは、住民全体ではなく「市政体」(corps de ville)なのである。たとえば、ニオールは「100名の団体・共同体、つまり1名の首長・12名の参審人・12名の宣誓評定役・75名の同輩衆」を持っていた。1475年、王ルイ十一世は都市アンジェが「共同体が無い」ために統治がうまくゆかずに衰退したと判断し、アンジェは「1名の首長と18名の参審人と36名の評定役、1名の代訴人と1名の書記からなる団体」を持つべきこと決定している。ちなみに「共同体」は57名で、ニオールよりも少ない。われわれは以前に(第1節)つぎのことをみた。すなわち、アラスが免除権体制の都市となったのち、1481年に特権を与えられたとき、王はこの都市は「12名の参審人と1名の書記と1名の代訴人(からなる)団体をもつものとする」と決定した。実は、王ルイ十一世にとって、「コミューン」という言葉はフィリップ・オーギュストのような王にとって、あるいは近代の歴史家たちにとってと同じ意味を持つてはいなかったのだ。そして彼のこの言葉の使用の中に矛盾や不統一を発見するのは容易であろう。「コミューン」または「団体(コミュニテ)」とは、寡頭支配集団を、そしてさらには、その起源において市民の誓約団体を持つ

ことなどあり得ないような都市を統治しているきわめて小規模な寡頭支配集団をすら意味していたのだ。

こうした観念は、王ルイ十一世によっていくつかの優良都市に与えられた外見上きわめて自由な制度の中にも、見出される。トゥールはもっともよく知られた例である。この都市はジャン善王の治世（1350・64年）以来、ロワール川沿岸の他の多くの都市とおなじく選出代表（エリュ）によって統治されていた。彼らはもともと防備施設（の建設・維持管理）を担当するための者として、住民の全体集会で選出されたのであるが、少しずつ権限を拡大した。裁判権は王の役人たちの手中にあった。そして選出代表の統治に不満を訴えるものはいなかった。変化癖に駆られて王ルイ十一世は——みずから言うには——「他の都市にならい、市街地と旧市街地の名誉と諸権利とを増大し拡大することを欲しつつ、同都市をますます良く統治するよう住民を励まし、欲するために」トゥールが1名の首長と24名の参審人をもち、かつ、これらの者たちはラ・ロッシェルの役職者と同じ「権限・裁判権・特権・優越権」を持つものとするで決定した。王ルイ十一世はトゥールの地に、特権と名誉を備え、かつ、彼の意に従い、彼に対して何事も拒否しないような市政組織をもつことを望んだ。そして、事実、その後トゥールは王のあらゆる気まぐれに従わねばならず、押しつぶされそうな税を支払わねばならなかった。

トゥール宛の書簡に「コムニオン」という言葉は用いられなかった。参審人団の力を制御するため、王が住民の全体集会に大きな権限を与えようとしたのは事実である。しかし、王シャルル七世の時代と同じく王ルイ十一世の時代にも、それは見せかけにすぎなかった。王ルイ十一世の（住民の）全体集会についての本心はアラスの免除権体制宛の書簡に見られる。「大きな共同体の全体集会はすべからく、何らかの機会に、危険な結末に至る要素を含んでいる。誰か悪しき意図を持った者たちが、悪しき企みによって単純な人々を惑わすことがありうるのである」。（アラスの）免除権体制の役人は王の代理官の許可無しに（住民の）全体集会を召集することを禁止された。

王シャルル七世からサン＝メクサンに与えられた証書におけると同じように、1472年にフォントネ＝ル＝コントの市民が受け取った書状に「団体および共同体」という表現が見られる。しかし、C・H・ゲランによって公刊された文書類全体からすると、王ルイ十一世はこの小都市をとくに厚遇し、昔の方式にしたがってコムニオンを与えようといった意図はまったくなかったとみて良い。フォントネの人々はそれ以前にその都市・城塞の古さ、防塁・堀、「海にかなり近い」というその位置、毛織物製造業と商業（有名というに

はほど遠かったが)、恵まれたポワトゥー地方の肥沃さ、そして最後に具体的には述べていないが彼らの「奉仕」などを並べたてて、1名の首長と60名の参審人と評定役を要求していた。これはフォントネ=ル=コントにしては、多い数であった。富裕な市民たちは、そろって参審人職およびその職からの利益を分け合うことを欲していた。王ルイ十一世は彼らが望んだすべてを約束したが、しかし実際には何も実行しなかった。そこで、彼らは会合を開いて、要求内容を引き下げた。彼らの要求はもはや「30名の構成員からなる永続的な団体」だけであった。王は彼らの要求を認め、30名の参審人と選出代表と呼ばれる首長に属人的な諸特権を与えた。しかし、これらの人々はきわめて限定された役割を与えられただけであった。さらに、王ルイ十一世の書状が会計院および財務總監の法廷に提示されたとき、これらの両院はそれを法的に有効であると認めるのを拒否した。王はこの種の抵抗を即座に押さえつけることが出来たのだが、そのようにはしなかった。フォントネ=ル=コントの人々は、長年の間その書状の確認が得られず、パリ高等法院で訴訟をしたのち、やっとそれを得たのであった。これは王ルイ十一世が気楽におこなった約束で相手方がしばしば味わわれる失望の一例であり、また王の顧問官たちが彼の見解に反対したときでも、反対が彼の見解に大きく対立するものでないとき、それに対して王が示す配慮の一例でもある。あるいは王自身が二つの法院にフォントネ=ル=コントの人々の要求に反対するよう促した可能性はきわめて高い。この王はこうした不誠実な行為を行うことが十分にありえた。

王ルイ十一世の治世の末期に、文書庫に古いコミューン証書をもっていた都市は、ひきつづきそれを有効な権利証書として保持していたし、いわゆる「団体」の諸特権が様々な優良都市に付与された。しかし、総じてフランスの諸都市は従属のもとにおかれた。

これらの諸都市を統治していた市民の寡頭支配層はじっさい何が出来ただろうか、また、それはどのような威信をもっていただろうか。市民の寡頭支配層は、王ルイ十一世の専制的支配に何も言わずに服従し、奉仕し、それを支持することができただけであった。H・セーはいささか以前のものであるが手堅い著書『王ルイ十一世と都市』(1891)のなかで、こうした専制的支配の証拠を集めている。すなわち、市政制度の突然のかつ不当な変更、特権の侵害、首長職または参審人職あるいはもっとも下級の役職への王の推挽による者たちを受け入れることの強要、借金の重みで押しつぶされていた諸都市をさらに壊滅させることになった王による金銭要求、守備隊すなわち無規律で略奪だけをこととする兵士の群れの受け入れ命令、警察的監視およびこの警察への情報提供の命令、兄弟団の活動

内容にいたるまでの干渉、などがそれである。この本以後に公刊された史料や王の書状の編纂は、こうした破廉恥な情実の支配する依怙鼻息、そしてこうした些細なことにこだわり、口うるさく介入する専制支配の諸証拠に新たな細部の事実を増加させたにすぎない。

以下に若干の事例を挙げよう。1466年に、ポワティエの市政体に宛てられた数通の書状がある。それらはすべて同じ調子である。4月16日、王ルイ十一世はポワティエの首長、参審人たち、百人衆たち (les Cents) に対して空席であった筆頭参審人職を彼の従者ピエール・レニョーに与えるように求めた。というのは、ピエール・レニョーはポワティエで妻をめとったので、「名誉と特権をたずさえて」ポワティエに居住することを望んでいたからである。6月29日に、王ルイ十一世は、ポワティエの首長・参審人・百人衆に対して彼らのうちの何人かを彼のもとへ派遣するよう命じた。というのは、王の言によると「汝らはわが叔父メーヌ伯のもとへ赴きいくつかの用件を協議したようであるが、汝らはそれについて余にまったく報告しなかったからである」。王ルイ十一世は、彼らが行なったことを知ろうとしたのだ。これはどんな体制下にも見られる「勧告」と「警察的監視」という通常の方法である。だが、ポワティエ市は、首長選出の自由をもっていた。そこで王ルイ十一世は6月29日付の書状をつぎのように結んでいる。「そしてさらに念のために付け加えると、汝らが今年度の首長として選ばうと考えている人物の名前を余のもとに知らせ」、そして「余がこの事について余の意思を通知するまでは」何もしないよう、「この点について過ちのないよう留意すべきこと」と。7月30日、王の大顧問会議が、王の意向は任期満了となる首長ジャメ・ジェルヴァンが「今年度も首長職を続ける」ことであると通告した。しかし、10月8日に、王は彼の寵臣であるユグ・ド・コンゼの息子アンドレ・ド・コンゼ殿が首長に選ばれたと知ったとき、王はその者が首長職の権限を享受し、行使するのに同意した。「なぜなら、このような事態は私の喜びとするところである」ということであった。しかし、10月15日に、彼は意向を変え、評定役・参審人たちにつぎのように書き送った。

かりに当該ド・コンゼがこれまでに余から何らかの書状を受け取ったとしても、それは単なる不注意によるものであった……。汝らは、本状にしたがい、ただちに前記の余の都市の鍵をド・コンゼから取り上げ、それを昨年首長であった者に与え、その者に従い、あたかも首長に従うように人々をしてその者に服従させるよう、余は欲し、かつ、汝らに明示的に命じる……。なぜならば、このようにすることが余の喜びとす

るところであるからであり、もし汝らがそれと違ったやり方をするならば、余は汝らに満足しないであろう。

翌年の6月18日、王ルイ十一世は住民らに彼らを選ぶべき人物を指名する。それは参審人コラ・ムローであった。王は彼の「識見・忠誠心・廉直さ・勤勉さ」を評価するものであり、「いつものように余が満足する仕方での事を処すよう希望する」と述べている。

王によって選ばれた人物は必ずしも首長職を受諾するとは限らなかった。1471年、アミアンの参審人に名を挙げられたジャン・デュコレル殿は、自分はバイイ代官および選出徴税人の代理官で、多忙であるという理由で辞退した。しかし、大侍従アントワヌ・ド・シャバンヌ殿がアミアンに滞在していて、彼に「それは王のご意向だったのだから、それを拒むことはできないはずだったのだ」と言った。多くの議論がなされた。「しかし、最終的に、くだんのジャン（デュコレル）殿は「私はあえて王の意に従わないということはないと言った」。1476年、アブヴィルでは首長だけでなく、市政体の役職者のすべてが王ルイ十一世によって選任された。「汝らの新たな体制を作ることによって、汝らの間に生じることのあるいっさいの論争や憎しみを除去するために、余は本年についてそれを作った」。そして、王はそのリストを送付した。王は厚顔にも次のように付け加えている。「余はこれによって、汝らの特権を停止することを考えている訳ではない。そして、特権は無傷であり、かつ、無傷でありつづけるように、余は命じる」。以上で引用は十分であろう。

反抗はすべて打ち破られた。H・セーはアンジェの反乱に関する史料を分析した。その史料は重要な意味を持っている。というのは、ラ・ロッシュェルのコミューンの諸特権を与えられたと言われているこの都市の反乱は都市有力者のそれであったからである。王ルイ十一世はアンジェが少なくとも法的には王ルネ（善王。アンジュウ公、プロヴァンス伯、ナポリ王）に属していたので、この都市を注意深く監視していた。ルネはアンジェに配下のギョーム・デ・スリゼを首長として置き、このギョーム・デ・スリゼは市政の役職を親類縁者や友人たちで満たした。上層市民は辛辣な調子で不平不満をもらしている。彼らは首長役所がとるに足りない者たち、いわゆる「身分の低い者たち」「庶民や靴屋」のたぐいの者たちによって占められている主張した。1478年、新たな選出の際に、20名ほどの有力者が暴動を起こした。そのとき、王によってド・ブリ殿が派遣され、彼は弓兵隊と1名の死刑執行人を伴ってアンジェに乗り込んできた。26名の有力者が逮捕され、虐待され、幾人かが投獄されて死亡した。アンジェの市民はトゥール硬貨で12,000リーヴルの

罰金を支払わなければならなかった。アンジェ市民は王ルイ十一世の治世の終わりまで、もはやあえて行動を起こそうとはしなかった。

第4節 中世末期における都市の寡頭支配

われわれが中世末期のコミュニオン、そして優良都市一般における寡頭支配の台頭についての確かな理解を得るには、多くの深く掘り下げた地域史研究や有力な市民家門の歴史的研究を必要とするであろう。われわれの都市史（研究）は、ほとんどの場合表面的であり、地方自治体の公文書館は多くの歴史家に対し、些細な事実の堆積を提供したにすぎず、彼らはそこから何かの結論を引き出すことはできなかつた。しかしながら、寡頭支配化への傾向は、どの都市でも一般的に見られると言うことができるのであり、十分な史料もある。その証明は典型的な事例であるアミアンに関して異論の余地の無い形で示された。われわれは先に「旗組幹事職」が1382年に廃止されたのをみた。それによって指導者を奪われた職人たちは、その時以降もはや何らの政治的影響力も持たなかつた。住民の全体集会は徐々に金権の諸党派によって牛耳られるようになった。幾つかの家門が権力を握り続けた。クラボー家がその一例である。この家門は毛織物の取引で富を形成し、ピカルディ地方の貴族家門と縁組みをしていた。アントワヌ・クラボーはかなり際だった人物であったようで、15回も首長をつとめた。なお、彼は1478年から1483年までと、1491年から1496年までの2度にわたって5年連続の首長職をつとめた。——前世紀にはフィルマン・フロワトリーが35年の間で、参審人として32回、会計役として2回登場している——。1345年から1382年までの39の参審人職のリストには131名の異なった名前が数えられるにすぎない。1345年から1503年にかけてアミアンの役職を担ったのは389名の人たちであった。

中世末期において、都市の寡頭支配層を構成した人々の倫理的価値観がどのようなものであり得たか推測されよう。王シャルル七世治下の対英戦争期間中は、行政官としての素質をもった才能のある人々は公事にたずさわるように求められた。また、その時期には王は彼らに大幅に活動の自由を与えていた。しかし、今や何よりも「従順であること」、王の命令の前に「平身低頭すること」が求められた。獵官者たちは自己利益にのみ駆り立てられていた。王の甘言・約束・甘い餌に惹き付けられた彼らは、とりわけ授爵を希求して

いた。そしてそれは彼らに惜しみなく与えられ、また、税・軍役の免除をともなっていた。ポワティエのコミュン首長は 1468 年の身分制議会でポワトゥー伯領の「第一級のバナレット貴族」と称され、その称号を大いに誇りにしたにちがいない。しかし、自立心の強い人々は首長職を拒否した。その息子に次のような助言を与えた家長が少なくなかったに違いない。当時リムーザン地方のエティエンヌ・ブノワが彼の大叔父の言葉を借用してその『良識の書』の巻頭に掲げた「都市の管理運営の問題には、できるだけ関与せざること」という言葉がそれである。

さらに進んで、市政役人たちは山師たちであったと考えねばならないであろうか。王ルイ十一世はしばしば眼をつぶらなければならなかった。もし人々が「いいなりになる」ならば、彼にとって不正は最大の悪徳というわけではなかったのだ。いずれにせよ、フランスのいたるところで、不正が行われていたと推測させる種々の証拠がある。アジェン地方のブルユにおけるタンブル騎士団の分団長ベルナル・グロは、1480 年に次のように書いている。「都市を治めているすべての市民および他のものたちは富裕になった。彼らの祖父や父そして彼ら自身すらも無一物であったのに、今や富みかつ力を持っているのを、今では幾人もの者が認めている……彼らは示し合わせて貧民を食い物にし、痛めつけ、かつまた、完全に見捨て、そして破滅させる」。彼らはタイコ税を貧民に転嫁し、彼ら自身の利益となるように割り当て以上のタイコ税を徴収し、そしてすべてを思いのままに牛耳るために市政の役職から細民たちを一切排除した。

リモージュでは 1476 年に任命された副首長 (sous-maire) ラシオーヌ・ブルトンが不公正な徴税を行い、これに対して住民が抗議したが無駄であった。さらに、ブルゴーニュ公の身分制議会でも同じような不平不満の声が上がった。1466 年、公はエールのコムューンを改革した。というのは、この都市の裁判と行政が少数の家門の手に委ねられて、「十分な形で運営・維持されていなかった」からであった。住民たちは「より大きな被害・損失」をこうむることを恐れてあえて苦情を呈することをしなかった。その数年前、サン＝トメールで同様のことが発生した。サン＝トメールは古くから首長 2 名と参審人たちによる体制であったが、彼らは選任されるために多額の金をばらまくのが通例であった。そして、彼らは「裁判・行政だけでなく、…… (都市所有の) 土地の賃貸借、会議およびこの都市に属する他の権利に関しても」数え切れないほどの不正行為をおこなった。都市の借金は増加し、人口は減少した。多くの住民はこの都市を離れることを選んだのだ。縁故引き立てや不公正な徴税は王領地に特有の現象でも、またルイ十一世の時代に固有のもので

もなかった。しかし、王の専制支配が、コミューンや他の優良都市をこうした悪弊から解放しなかったことを記しておかねばならない。いずれにせよ、都市の諸権利の理想がこれほど守られなかったのは王の専制支配にとって有利でもあった。「下人」たちはこのプロセス（王の専制支配）の進展に不満をぶつけることはないであろう。そして、コミューンの諸権利は無関心の蔓延という状況の中で消失するであろう。民衆蜂起の原因は租税の不正と富者のエゴイズムだけになるであろう。

近世にとりかかるにあたって、われわれがここでコミューンの歴史をあくまでその法的な消滅までたどることを明らかにすることで、読者が抱くに違いないある印象にわれわれは惑わされることはないのだと言っておこう。王ルイ十一世の時代以降になると、唯一の根拠のある観念は参審人を備えた都市のそれであることをわれわれは認める。コミューンの観念は風化し、またこの言葉すら必ずしもいつも正しく用いられるとはかぎらなかった。コミューンの終末の歴史は、後に近世の部で見ると、年老いて、他の大部分の人にその名も氣にとめられること無く、気づかれずにひっそりと死んで行くような人間の終末の歴史と似ている。通り過ぎる者は大部分が彼の固有の名前も記憶にとどめていない。にもかかわらず、コミューンの終末の歴史はその認識価値をもっている。偉大な民衆的制度がどのようにして死に至るかを認識するのは興味深いことである。そして、イングランド人支配下のラ・ロッシェル、フロンドの乱の時期のボルドー、また18世紀のアブヴィルなどいくつかの古くからのコミューンは、われわれに中世的相貌を示す。以下で、われわれはフランスのブルジョワジーとは何であったのかを理解するために、様々な現象・側面を取り上げることになる。

(本書の中世の部分がここで終る)

(たかはし きよのり 元専修大学法学部教授)